

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(営業の許可の申請)

第2条 省令第1条第1項の申請書は、旅館業許可申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、省令第1条第2項に規定する図面のほか、営業施設の周囲200メートル以内の区域の状況を明らかにした見取図を添付しなければならない。

(許可証の交付)

第3条 市長は、法第3条第1項の許可をしたときは、当該申請をした者に旅館業許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(許可証の再交付等)

第4条 法第3条第1項の許可を受けた者（以下「営業者」という。）は、許可証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、旅館業許可証再交付申請書（様式第3号）によりその再交付を申請することができる。

2 許可証を破損し、又は汚損した営業者が前項の規定による申請をする場合には、当該許可証を添付しなければならない。

3 許可証の紛失により許可証の再交付を受けた営業者は、当該紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(地位の承継等の承認の申請等)

第5条 省令第2条第1項の申請書は、旅館業営業者地位承継（合併・分割）承認申請書（様式第4号）とする。

2 省令第3条第1項の申請書は、旅館業営業者地位承継（相続）承認申請書（様式第5号）とする。

3 市長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の承認をしたときは、当該申請をした者に旅館業営業者地位承継（合併・分割・相続）承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(変更等の届出)

第6条 省令第4条の規定による届出は、第2条第1項又は前条第1項若しくは第2項の申請書に記載した事項の変更にあつては旅館業許可申請書等記載事項変更届（様式第7号）により、営業の停止又は廃止にあつては旅館業停止（廃止）届（様式第8号）により行うものとする。

(管理人の設置の届出)

第7条 営業者は、自ら営業の管理をせず別に管理人を置いたときは、管理人設置（変更・廃止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。管理人を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（宿泊者名簿）

第8条 法第6条第1項の宿泊者名簿は、宿泊者名簿（様式第10号）とする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月14日規則第185号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。